

平成22年度上半期 経営情報

(平成22年9月末現在)



Shikashin REPORT



神奈川県歯科医師信用組合

経営情報（半期情報の開示について）

平素より神奈川県歯科医師信用組合をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。
平成22年度上半期（平成22年4月1日～平成22年9月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。
平成22年11月
理事長 後藤 哲哉

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、%）

区	分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年3月末	254	52	201	254	100.00
	平成22年9月末	253	53	199	253	100.00
危険債権	平成22年3月末	603	433	66	500	82.97
	平成22年9月末	681	460	75	535	78.57
要管理債権	平成22年3月末	110	30	3	33	30.06
	平成22年9月末	143	66	1	67	47.07
不良債権計	平成22年3月末	967	516	271	787	81.38
	平成22年9月末	1,079	580	276	856	79.41
正常債権	平成22年3月末	21,761				
	平成22年9月末	21,652				
合計	平成22年3月末	22,729				
	平成22年9月末	22,731				

（注）平成22年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、平成22年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

〈平成22年9月末の算出方法〉

1. 債務者区分については原則として平成22年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
2. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
3. 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
4. 「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3か月以上延滞している債権の合計です。
5. 「正常債権」の金額は、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計です。

損益の状況

（単位：百万円）

区	分	平成22年9月末	平成21年9月末
業 務 純 益		36	26
経 常 利 益		21	16
当 期 純 利 益		19	31

（注）各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

自己資本比率（国内基準） (単位：%)

	平成22年9月末	〈参考〉平成22年3月末
自己資本比率	5.78	5.78

預金・貸出金の状況 (単位：百万円)

区分	平成22年9月末	〈参考〉平成22年3月末
預金残高	37,344	37,165
貸出金残高	22,718	22,716

貸出金業種別残高・構成比 (単位：百万円、%)

業種別	平成22年9月末		〈参考〉平成22年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	—	—	—	—
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—
卸売業・小売業	102	0.4	109	0.5
金融、保険業	100	0.4	100	0.4
不動産業	—	—	—	—
各種サービス	11,072	48.7	11,315	49.8
その他の産業	135	0.6	1	0.0
小計	11,409	50.2	11,527	50.7
地方公共団体	63	0.3	63	0.3
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,245	49.5	11,126	49.0
合計	22,718	100.0	22,716	100.0

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

有価証券の時価等情報

◎満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	平成22年9月末			(参考)平成22年3月末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
地 方 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
短 期 社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	200	187	12	200	187
	計	200	187	△12	200	187
そ の 他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	287	294	7	200	202
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,127	952	174	1,213	985
	計	1,414	1,247	△167	1,413	1,188
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	287	294	7	200	202
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,327	1,139	187	1,413	1,173
	計	1,614	1,434	△179	1,613	1,376

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

◎その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	平成22年9月末			(参考)平成22年3月末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
債 券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,494	3,381	112	3,363	3,283
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	97	101	4	390	399
	計	3,591	3,482	108	3,754	3,682
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	617	606	11	616	606
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	99	99
	計	617	606	11	715	706
地 方 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	591	575	15	893	876
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	591	575	15	893	876
短 期 社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,284	2,198	86	1,854	1,799
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	97	101	4	290	299
	計	2,382	2,300	82	2,145	2,099
そ の 他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	206	200	6	206	200
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	198	199	0	196	199
	計	405	399	5	402	399
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,700	3,581	119	3,570	3,483
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	295	300	4	586	598
	計	3,996	3,881	114	4,156	4,081

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

地域貢献活動（平成22年4月～9月まで）

●取引先への支援

当組合では、取引先への経営改善支援策として業務管理課に経営相談窓口を設置し、要注意債権等の健全化および不良債権の新規発生防止のための体制整備に努めています。また、経営改善を必要としている取引先（17先）について、経営改善計画および支援方針を決定し、経営改善のノウハウ等の提供を行っています。

●苦情相談窓口

当組合では、お客様のご意見、ご要望、苦情等を大切に、より良い組合作りのために苦情相談窓口を開設しております。

●医療施設等整備資金

診療施設等の改善資金として、神奈川県等行政当局との協定により当組合の資金を低利でご融資する制度です。なお、神奈川県医療施設等整備資金については、常時受け付けております。

●文化的・社会的貢献活動

平成22年6月 神奈川県歯科医師会野球大会への協賛



神奈川県歯科医師信用組合

〈<http://www.shikashin.co.jp>〉

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 TEL 045(641)2904(代)